

# あなたの想い、投票箱へ。

選挙は、一人ひとりの想いを、まちの未来へ届ける大切な機会です。日々の暮らしの中で感じていること、こうなったらいなと思うこと。そのすべてが、投票という形で未来につながっていきます。「あなたの想い、投票箱へ。」この言葉とともに、ぜひ投票所へ足を運んでみませんか。小さな一步が、よりよいまちづくりにつながっています。

万が一のことがあっても安心

不在者投票

滞在先で行う不在者投票

投票日当日に仕事や出産などで下妻市外に滞在し、投票所に行くことができない見込まれる方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

滞在先で行う不在者投票は、

- ①下妻市への請求書提出
- ②滞在先への投票用紙の発送
- ③下妻市への投票用紙の返送

以上の手続きをするため日数がかかります。請求はお早めにお願いします。

※請求書は、市HPから様式をダウンロードして、総務課窓口へ直接持参、もしくは郵送、または市公式LINEによるオンライン申請（マイナンバーカードが必要）にて可能です。不在者投票の請求手続は、3月9日から開始します。

<表1>

	障害名など	等級など
身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹・移動機能の障害	1・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1・3級
	免疫・肝臓の障害	1~3級
戦傷病者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹の障害	特別項症~第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症~第3項症
介護保険被保険者証をお持ちの方	被保険者証の「要介護状態区分等」の欄	要介護5

※証明書の取得には、証明書交付申請書と障害者手帳（本人）などの提出が必要です。

代理記載が認められる方

<表1>・<表2>ともあてはまる方が認められます。あらかじめ下妻市選挙管理委員会に届け出た代理記載人（選挙権を有する方）1人に代筆させることができます。

<表2>

	障害名	等級など
身体障害者手帳をお持ちの方	上肢もしくは視覚の障害	1級
戦傷病者手帳をお持ちの方	上肢もしくは視覚の障害	特別項症~第2項症

※詳細は選挙管理委員会までお問い合わせください。

投票するときの注意点

たいせつな投票

を無効にしないために

せっかくの投票も、ルールを守って書かれたものでなければ無効となってしまいます。

候補者の氏名は、投票所内の投票用紙を記載する場所に掲示されていますので、正確に記載してください。候補者の氏名を書き間違えた場合は、二重線を引いて訂正し、正しく記入してください。無効投票については、公職選挙法第68条に規定されており、右のような投票は無効になるおそれがあります。

問 総務課

病院などで行う不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や施設などに入院・入所中の方は、施設内で不在者投票ができます。詳しくは各施設へお問い合わせください。



詳しくは市HPをご覧ください。

郵便などによる不在者投票

<表1>にあてはまる方は、郵便や信書便で不在者投票ができます（投票用紙は本人が記入します）。事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

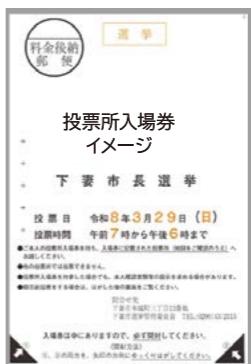
投票所に行くときは…

投票所入場券を持って行きましょう

世帯ごとに通知を郵送します

「投票所入場券」は、圧着式のハガキで1枚に2人分の入場券がつづってあります。「投票所入場券」をお持ちでない場合でも、選挙人名簿に登録されれば投票できます。

※圧着式のハガキに変更になります。



下妻市長選挙

投票日

3月29日(日)

投票時間

午前7時～午後6時

投票日に投票所へ行けない方は…

期日前投票をご利用ください

下妻市の選挙人名簿に登録があり、投票日当日に仕事や外出などで投票所へ行くことができない見込まれる方は、事前に期日前投票所で投票できます。投票の際は、ご自分の「投票所入場券」をお持ちください。

期日前投票所	期日前投票期間	投票時間
下妻市役所1階交流スペース 千代川公民館1階ロビー	3月23日(月)～28日(土)	午前8時30分～午後8時
下妻市立図書館1階		午前9時～午後8時

期日前投票にお越しいただくときは、「投票所入場券」裏面の「宣誓書（兼請求書）」にご記入のうえ、お持ちください。

「投票所入場券」をお持ちでない場合でも、選挙人名簿に登録されれば投票できます。

※本人確認書類のご提示をお願いします。



ご確認ください！ 下妻市で投票できる方・できない方

全てにあてはまる方は投票できます

- 日本国籍で、平成20年3月30日以前に生まれた
- 令和7年12月21日以前に下妻市に転入届出をした
- 投票する日まで引き続き下妻市内に住んでいる

いずれかにあてはまる方は投票できません

- 平成20年3月31日以後に生まれた
- 令和7年12月22日以後に下妻市に転入届出をした
- 下妻市外に転出した

大切なあなたの一票 候補者をよく知って投票していただくために

選挙公報をご覧ください。下妻市長選挙公報は、新聞折込により配布します。また、下妻市ホームページからご覧いただけるほか、市役所、公民館、図書館等に備え置く予定ですので、ご利用ください。

選挙公報って？

選挙に際して立候補した、全ての候補者や政党の政見などを記載した文書